

パーソナルデータ連携基盤の検証業務 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

パーソナルデータ連携基盤の検証業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務内容

（「資料1_調達仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）のとおり）

(2) 事業規模（契約上限額）

金 5,500 千円（消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結日～2024 年 3 月 26 日

(4) 履行場所

神戸市企画調整局調整課

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、契約締結業者と相談の上決定するが、原則として年度末の支払いとする。

(3) 契約書案

「資料2_契約書（案）頭書」及び「資料3_委託契約約款」を参照のこと。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 「資料 2_契約書（案）頭書」に基づいて、業務の一部を再委託する場合、再委託を受ける事業者は上記（1）、（3）、（4）、（5）を満たすこと。また、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、本入札に参加できない。
- (6) 同一の事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。）が複数の入札をすることは認められない。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始 | 2024 年 1 月 12 日（金曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2024 年 1 月 26 日（金曜）午後 5 時まで |
| (3) 参加資格決定通知 | 2024 年 1 月 29 日（月曜） |
| (4) 質問受付期限 | 2024 年 2 月 5 日（月曜）午後 5 時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 2024 年 2 月 7 日（水曜） |
| (6) 提案書の提出期限 | 2024 年 2 月 27 日（火曜）午後 5 時まで |
| (7) 提案内容説明会 | 2024 年 2 月 28 日（水曜）予定 |
| (8) 選定結果通知 | 2024 年 3 月 1 日（金曜）予定 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 2024 年 3 月上旬 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

「5. スケジュール」に記載のとおり

イ 提出先

神戸市企画調整局調整課

電子メール：smartcity@office.city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出のこと。

電子メールの件名は、「【参加申請】パーソナルデータ連携基盤の検証業務（事業者名）」とすること。送付後、本市より一開庁日以内に入札参加申請を受領した旨の返信を行うため、返信がない場合は、8(2)の電話連絡先へ確認すること。

エ 提出書類

① 様式1_参加申込兼資格確認申請書

② 様式2_委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）

③ 様式3_資本関係・人的関係調書

④ 様式4_入札参加における秘密保持誓約書

※業務の一部を再委託する場合は、③・④の書類は再委託先事業者すべてについて提出すること。ただし、参加申請手続き時に再委託先が決定していない場合は、提案書の提出期限までに決定し、③・④の書類を提出すること。

オ 参加資格決定通知

2024年1月29日（月曜）までに電子メールにより随時通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

「5. スケジュール」に記載のとおり

イ 提出先

神戸市企画調整局調整課

電子メール：smartcity@office.city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

様式5_「質問票」に記載し、電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、「【質問票送付】パーソナルデータ連携基盤の検証業務（事業者名）」とすること。

エ 回答予定日

「5. スケジュール」に記載のとおり

オ 回答方法

質問受付後、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する本市の

回答を電子メールにて随時参加予定者全員に回答する。なお、質問した事業者名は公表しない。

本市の回答は、入札説明書等を補足する効力を持つものとする。また、参加資格等に関する質問及び回答については、原則として公表しない。質問受付の締切り後は、仕様書の内容その他本入札に影響を与える質問には一切回答しない。

(3) 提案書の提出

ア 提案書

資料4_提案書作成要領に基づき作成すること。

ウ 提出先

神戸市企画調整局調整課

電子メール：smartcity@office.city.kobe.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、「【提案書送付】パーソナルデータ連携基盤の検証業務（事業者名）」とすること。

送付後、8（2）の電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

オ 受付期間

「5. スケジュール」に記載のとおり

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

(5) 費用負担

提案書等提出に要した費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 提案書の取り扱い

ア 市は、応募者から提出された提案書等を提案審査以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

イ 提出された提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ すべての提案書は返却しない。

エ 本市は、契約者決定後、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

(7) 提案書の記載における留意事項

ア 提案書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札金額は、当該業務に係る経費の全てを見積もること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、様式 6_提案評価基準表に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うも

のとする。(なお、獲得点数が60点未満となる場合は採択しません。)

(2) 選定方法

ア 本提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って提案書の審査を行う。

ウ 提案内容説明会を実施する。

エ 審査の結果、最高得点者が複数いる場合は、技術点の得点が最も高い者を契約候補者とする。また、技術点の最高得点者が複数いる場合は、4.事業内容の(2)論点整理・課題分析・対応方針の検討の得点が最も高い者を契約候補者とする。契約候補者が辞退した時や資格を喪失した時は、次点の応募者を契約候補者とする。選定委員会の協議への事業者の立会いは認めない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 理由の説明について

本案件の応募手続きにおける参加失格その他の手続きに関して、神戸市契約規則もしくは本実施要領のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、調達手続きのいずれの段階にあっても、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、神戸市企画調整局調整課スマートシティ担当に対して、理由の説明を求めることができる。

(2) 問い合わせ先

神戸市企画調整局調整課 伊藤・三好

※手続きに基づく質問等は6(2)に基づき実施すること。

電話連絡先：078-322-6462

電子メール：smartcity@office.city.kobe.lg.jp